

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

徳島県阿波市吉野町柿原字原二六一番地

一般社団法人プロンボトンボタリング協会

代表清算人 宗本 恵一

解散公告

当社は、令和八年四月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

福岡市早良区昭代三丁目一番五一四〇一号

Dana株式会社

代表清算人 王 丹

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目九番八号

株式会社小池工業所

代表清算人 小池 弘昭

解散公告

当社は、令和八年五月二十六日開催の株主総会の決議により令和八年六月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

長崎県佐世保市天満町二番三十一号

有限会社ジャパントラスト

清算人 井手佳位輔

解散公告

当社は、令和八年五月二十六日開催の株主総会の決議により令和八年六月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

長崎県佐世保市天満町二番三十一号

有限会社あおば薬局

清算人 井手佳位輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

鹿児島県薩摩郡さつま町白男川九七八番地

合同会社南九州共和住宅

清算人 鳥居 徳義

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

鹿児島県曾於郡大崎町野方字瀬ノ堀四二二番二四

代表清算人 近藤 秀典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

沖縄県浦添市牧港一丁目六四番三三三

合同会社NOH A事務所

清算人 饒波 利旨

令和八年六月九日

北海道白老郡白老町四丁目六番四号

宗教法人弘徳寺

清算人 木川 由美

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

栃木県下野市仁良川七九九番地三

農事組合法人江川・五千石

清算人 永山 茂夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

高知市堺町一番二二一交通公社ビル四階

医療法人平盛会

清算人 窪 盛偉

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年八月三十一日開催の妙覚寺責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

島根県大田市川合町川合二二二四

宗教法人 妙覚寺

代表清算人 菅 秀範

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月十六日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

令和八年六月九日

北海道釧路市入舟四丁目一番一号釧路HO KUBUビル一階

医療法人社団ドナルドクリニク

清算人 後藤 康之

第八十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
単位・千円

資産の部

流動資産 七、八九七、六一六

固定資産 七、一五七、八一三

繰延資産 一一〇、一六〇

資産合計 一五、一六五、五八九

負債及び純資産の部

流動負債 三、五五〇、四二六

固定負債 三、七二六、〇三五

負債合計 七、二七六、四六一

株主資本 七、八八九、一二八

資本金 一〇〇、〇〇〇

資本剰余金 二、六三一、二三七

資本準備金 二、六三一、二三七

利益剰余金 五、二八六、六五五

利益準備金 二五、二〇〇

その他利益剰余金 五、二六一、四五五

(うち当期純利益) (一、〇二八、七八一)

自己株式 △一二八、七六四

純資産合計 七、八八九、一二八

負債及び純資産合計 一五、一六五、五八九

令和八年六月九日

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

昭和化工株式会社

代表取締役社長 小椋浩之介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道奥尻郡奥尻町字青苗一九〇番地、

最後の住所北海道奥尻郡奥尻町字米岡一番地

二五 被相続人 亡 高田 鉄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月九日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人 弁護士 米塚 茂樹